

生健会が一昨年9月 市議会に陳情 分かりにくい「生活保護変更決定通知書」が改善

生活保護費が変更になった時に発行される通知書が「分かりにくい」「なぜこうなのか、いくら支給されるか分からない」などの声を受けて、一昨年9月の市議会に「改善を求める」陳情を行い、「改善する」との答弁がされていましたが、ようやく5月から改善されました。

生活保護変更決定通知書

平成29年 6月 1日付けで生活保護法による保護を変更しましたので通知します。

1. 保護の種類及び支給額 ※支給額については変更されることがあります。

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合計
6月以降支給額	62,586	22,700	0	0	85,286

(定時支給日・支給先)
支給日 平成29年 6月 1日 支給先 福岡銀行 北九州営業部
(別支給場所) 上記には下記の金額も含まれています。
金額 22,700 円 支給先 住宅管理者 払 (市営)
金額 3,780 円 支給先 介護保険料 (委任)

旧

何故この金額なのか、市のケースワーカーも、「『通知書』だけでは分からない」と答えるほど分かりにくい通知でした。

今回、最低生活費や、控除額などが明記され、生健会が提案していた計算方式の表示になっているなど、一定の改善が行われました。しかし、各金額の内訳は分かりにくいままなどの問題点も残り、今後の再改善が必要です。

(新旧の事例は、「通知書」の一部です。また、同一の方の通知ではありません)

3. 6月定例支給額 (見込) ※支給額は変更となる場合があります。

(1) 最低生活費

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他	合計(a)
金額	75,100	31,500	0	0	106,600

(2) 収入認定額

就労収入	就労控除	就労外収入	その他控除	合計(b)
0	0	89,560	0	89,560

*就労外収入とは、年金や手当、繰越戻入金など就労によるもの以外の収入です。

(3) 保護の程度

最低生活費(a)	収入認定額(b)	追給額	支給額 A	本人負担額
106,600	89,560	0	17,040	0

(4) 保護費の中からあなたにかわって福祉事務所が支払う金額

家賃・共益費	介護保険料	その他	別途支給額 B
0	0	0	0

新

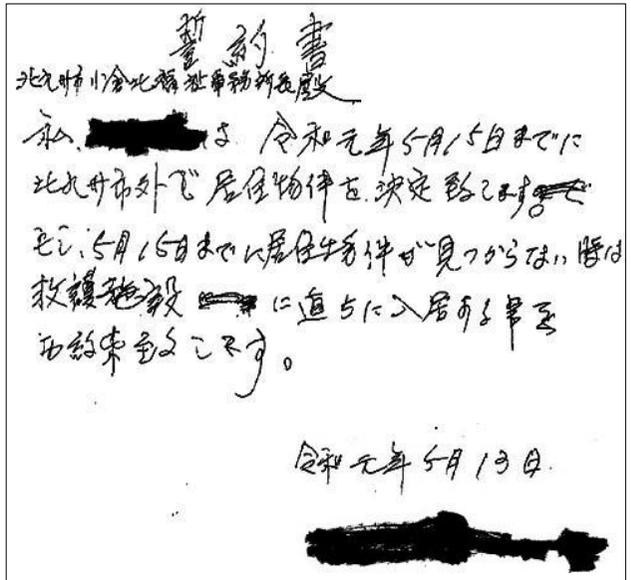
次回の定例支給の際に
あなたに直接支払う保護費の額 (A-B)
17,040円

支給日 平成31年 5月31日
支給方法 あなたの指定した口座に振り込みます。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



えっ こんなひどいことが、今も北九州市で 見本どおりに「誓約書」を書かせ、市外への転居を誓約!



Yさんは、小倉北福祉事務所の保護課のケースワーカー(CW)から紹介されて、昨年10月に無料低額宿泊所に入所した時、CWに「入所しても、家を見つけて宿泊所を出るから」と言いました。すると、CWから「家は、北九州市外に見つけて下さい」と言われました。

Yさんが、宿泊所から退去させられたことをCWに伝えると、CWは見本を見せて「この通り書いてください」といい、「北九州市外で居住」とするとの誓約書を書かされました。(八幡生健会より)

憲法は、居住・移転の自由を保障しています。市外への転居を誓約させる北九州市の行為は憲法違反です。こんなひどいことが北九州市で、いまだに行われていました。生健会はずっと頑張らねばと決意を新たにしました。

最高裁の「整理解雇の4要件」を活用し、 不当な解雇や、いじめを跳ね返そう

横領や長期欠勤などの悪いことを何もしていないのに、会社の都合で解雇されるのが整理解雇です。もし、あなたが不当に解雇された時には「整理解雇の4要件」を活用して、解雇を跳ね返しましょう。

4要件とは①解雇をしなければ企業の維持・継続ができないほどのさしせまった必要性があること②希望退職を募るなどの十分な解雇回避努力義務の実行③解雇対象となる労働者の選定基準や人選が客観的・合理的なこと④労使間での十分な協議義務の実行です。1つでも欠ければ違法です。この「最高裁の整理解雇の4要件」をはじめ

勝ち取った、あさひ保育園事件(1983年)を担当したのが、黒崎合同法律事務所の安部千春弁護士だったことを、「小倉タイムス」の5月11日号で初めて知りました。その後、社員だけでなく「パートにも整理解雇の4要件を適用」(福岡高裁)の確定判決も、安川電機を相手に勝ち取りました。

読者会員の小松恭子さん
守る新聞2週連続掲載

昨年、全生連の機関紙「生活と健康を守る新聞(守る新聞)」と県連機関紙「生きる」の読者になっていただいた小倉南区の小松恭子さん。守る新聞の「ハガキ短信」に投稿をしたら、2週連続で掲載されました。

小松さんの投稿を紹介いたします。皆さんも投稿してみませんか。

□偉いです
私の家は狭いですが、庭でツクシが100本とれました。毎日とったらゆでて、冷やしてタッパーに入れ、たまると卵とじにして食べました。去年は1本も出なかつたのに。毎年肥料もやらないのに、偉いです

□それだけで拍手
NHKの紅白歌合戦の録画を視聴しながら書いています。皆さんよく歌詞を忘れずに歌えますね。それだけで拍手します。

貧困概念の変遷と生活保護基準の在り方について

弁護士 諸隈 美波

生活保護費引き下げ裁判で、弁護団の諸隈美波弁護士がおこなった陳述の一部を掲載します。

■貧困とは何かを考える

貧困とは何かを考えるために、貧困概念の歴史を紹介します。

19世紀末頃、イギリスでは、貧困概念は、「絶対的貧困」と理解されてきました。

具体的には、「その総収入によって肉体的能率を維持するために十分な栄養を得ることができない状態」です。要するに、食べていけないのであれば貧困だが、食べていけるのであれば貧困ではないという考えです。戦後日本の生活保護もこの絶対的貧困が支配していました。

絶対的貧困が生まれた社会背景として、戦後不況の最中であること、多くの失業者がいたこと、社会保障制度も不十分で動物的生存に必要な栄養すら得られない人々が少なくなかったことが挙げられます。

戦後日本でも1948年から、生活保護基準について絶対的貧困に依拠した「マーケット・バスケット方式」が用いられていました。そして、いわゆる朝日訴訟が提訴されるなど極めて少額の保護費しか支給されていない状況でした。

その後、相対的貧困概念が誕生します。これは、「その社会で当たり前とされる生活ができないような経済的困窮」「通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会的活動から事実上締め出されている状態」を貧困ととらえるものです。

日本では、1960年の「国民所得倍增計画」の中で次の様に宣言しています。「従来の保護基準は肉体的生存に必要な不可欠の家計支出額を各費目について積算し、これを中心として算定されてきた。しかしながら、社会保障における最低生活は、一般社会生活の発展に対応してゆく相対的なものである。」「生活保護基準の算定方式を再検討し、これを相当に引き上げな

ればならない。」

その後、相対的貧困概念のもとで、保護基準の底上げが試みられました。すなわち1961年から「エンゲル方式」を、1965年から「格差縮小方式」を、1973年から「水準均衡方式」が採用されるようになりました。

各方式の詳細はここでは省略しますが、重要なことは、貧困概念が絶対的貧困から相対的貧困へと発展するのと連動して、我が国の保護基準も変わり、平均的世帯の生活水準に追いつくことを目的とする「格差縮小方式」や、追いついた後は均衡を図ることを目的とする「水準均衡方式」が採用されてきたということです。

■社会的排除という概念が誕生

その後、1980年頃から社会的排除という概念が誕生します。社会的排除とは、内閣府の定義によれば「物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも拒まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す」としています。

①経済の低成長時代に入り、②非正規労働の増加等により完全雇用が達成されず、③長期失業者が増加し、④社会保障制度から排除されてしまう人々が増加し、⑤社会の孤立化が進んだ結果、あってはならない生活状態の概念に変化が生じ、社会的排除という概念が、理解されるようになったのです。

そして、現在の日本では、この社会的排除が貧困としてすでに位置づけられています。

日本が批准している各条約（世界人権宣言第27条、国際人権（A）規約第1条、女性差別撤廃条約前文等々）にも、「社会参加」「自己決定」の権利性の保障や、地域社会に完全に包括され、参加する理念を掲げています。

また、日本国内の社会福祉に関する様々な法律も、社会的包摂（ほうせつ）を基本理念として、あらゆる人が社会参加することを権利として保障し、積極的に推進しようとしています。

このように、現代の日本では、条約・社会福祉に関する様々な法律から、社会的包摂やあらゆる人の社会参加を理念・権利としており、具体的な政府の政策・提言等においても社会的排除を貧困と位置付けています。

つまり、現代日本における「貧困」（あってはならない生活状態）とは、社会的排除によ

って理解されているのです。

■何をもって「社会的排除」と判断するか

では、何をもって「社会的排除」であると判断すべきでしょうか。

EU各国では、社会的排除の基準を策定し、社会的排除による貧困の状態を計測し、国の政策に活用しています。日本においても、生活保護基準部会委員でもある阿部彰教授らによる研究が進んでいます。

阿部委員は、基本的な衣食住が不足しているというこれまでの貧困指標に加え、「年金制度や医療保険制度等、様々な制度・社会サービスから排除されていること。親戚・友人との付き合いがない、頼れる人がいない等、人とのコミュニケーションや、社会関係が欠如していること。泊りがけの旅行や、外食、様々な社会活動等、レジャー・社会参加が欠如していること。」という指標を挙げています。

もちろん、食事・衣服などの物質的なものも、社会との関わりで必要なものが求められます。例えば、礼服などが必要なのは、社会的排除の観点からは当然のことなのです。こうした欠如は、現代では貧困であると捉えられるのです。これらは、EU各国でもすでに共通認識になっているのです。

■MIS手法による最低生活費の推計

さらに、阿部委員ら6名の共同研究により、MIS（Minimum Income Standard＝最低収入基準）手法による最低生活費の推計方法が報告されています。

MIS手法は一般市民が、細かい議論を重ねた上で、最低生活を定義し、そこに含まれる具体的な財・サービスの内容・購入頻度等を決める方法で、最低生活費を算出します。その意味で、MISの手法により算出された結果は、一般市民の意思を色濃く反映していると言えます。

このMIS調査で、一般市民らは、最低生活水準について「現代の日本における誰にでも最低限必要な基礎的生活は、衛生的、健康的であり、安心かつ安定して暮らせる生活を指す。そこには、衣食住のほか、必要な情報、人間関係、娯楽、適切な働き方、教育、将来への見通しなどを手に入れられる環境が整っていることが必要である。」と定義しました。

その上で、必要なサービスを列挙し、具体的な費目・費用等を議論して決定し、これを積み重ねて最低生活費を算出しました。

結果は、東京都三鷹市に住むと想定した32歳の单身男性には月額19万3810円、同じく32歳の单身女性では月額18万3235円が必要であると結論付けられました。

同じ生活保護基準1級地—1の月額最低費は13万8839円であることに比べ、5万円以上も足りていないことがわかりました。

必要項目を積み重ねる方法それ自体は、マーケット・バスケット方式と似ていますが、社会的排除の観点から加わって最低生活費を算出すると、現在の生活保護水準は全く足りないということが判明したのです。

■最低限度の生活を下回って設定

MIS手法以外にも、生活保護基準分会等で様々な手法による保護基準が議論されました。

その他の手法でも、現在の保護水準には全く足りていません。つまり、現行の保護基準は、社会的排除の観点から遠く及ばないことはもちろん、様々な手法による測定によっても最低限度の生活を下回って設定されているのです。

社会的排除の観点に立脚した基準はもちろん、そうではない手法による場合でも、現在の保護基準は最低生活費に全く足りていない状況なのです。こうした状況にもかかわらず、国は、総額約760億円にも及ぶ本件の引下げを行いました。

またあろうことか、昨年10月には、総額160億円規模のさらなる保護費削減を行いました。引き下げられた生活保護基準は、社会的排除概念に全く対応できていないだけでなく、肉体的生存の維持さえできていればよいという絶対的貧困概念に再び戻っていると云々を得ません。

裁判所には、社会的排除という貧困概念を踏まえ、本件の乱暴な引下げが、最低限保障されるべき絶対的な水準を割り込むものであり、原告らがあってはならない生活状態を強いられていることを十分に理解して頂くよう求め、私の意見陳述を終了します。

